

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成31年1月17日(2019.1.17)

【公表番号】特表2017-503067(P2017-503067A)

【公表日】平成29年1月26日(2017.1.26)

【年通号数】公開・登録公報2017-004

【出願番号】特願2016-562080(P2016-562080)

【国際特許分類】

C 08 J 11/16 (2006.01)

C 08 J 11/18 (2006.01)

【F I】

C 08 J 11/16 Z A B

C 08 J 11/18

【誤訳訂正書】

【提出日】平成30年11月29日(2018.11.29)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ポリエステル成分と非ポリエステル成分とを含み、前記非ポリエステル成分が羊毛であるポリエステル混紡から構成される物品からポリエステル成分及び、非ポリエステル成分の生成物を回収するプロセスであって、濃度範囲3～5% (w/v)かつpH範囲7～14の一種類以上のアルカリである一つ以上の加水分解剤を使用して、温度範囲90～160、処理時間範囲10～90分、圧力範囲5～25psiで前記物品を加水分解し、その後、洗浄を行って前記アルカリ及び前記非ポリエステル成分の生成物を除去し、乾燥を行って前記ポリエステル成分を回収することを特徴とするプロセス。

【請求項2】

請求項1で請求されるプロセスであって、ここに、前記の物品の前記の加水分解手順には前記の物品のシュレッド前処理を含む。

【請求項3】

請求項1で請求されるプロセスであって、ここに、前記の物品の前記の加水分解手順がオートクレーブを使用するものである。

【請求項4】

請求項1で請求されるプロセスであって、ここに、前記アルカリが、水酸化ナトリウム、炭酸ナトリウム、水酸化カルシウム、炭酸カルシウムから選択される一種類以上である。

【請求項5】

請求項1で請求されるプロセスであって、ここに、リパーゼとプロテアーゼから構成される群から選択される一種類以上の酵素による加水分解手順を経た後、物品を醸成してポリエステル成分と非ポリエステル成分をさらに分離して回収する。

【請求項6】

請求項5で請求されるプロセスであって、ここに、前記の醸成手順は、強度範囲80～120mM、pH範囲6.0～8.0の緩衝剤を投入して、処理時間範囲15～48時間、温度範囲40～60で行い、前記の緩衝剤はリン酸ナトリウムである。

【請求項7】

請求項 5 で請求されるプロセスであって、ここに、醸成手順は回転速度 150 ~ 250 rpm の範囲による攪拌である。

【請求項 8】

請求項 5 で請求されるプロセスであって、ここに、前記の酵素はリパーゼとプロテアーゼの混合物であって、その濃度範囲は 1 ~ 10 g / L である。